

一般社団法人 東京都はり灸マッサージ師会 会報



三療通信

通巻99号
第39号

【定時総会開催につきまして】

新年度を迎え、社会情勢を注視しつつ気を引締めて師会運営に取り組んでまいります。

5月24日に予定しておりました定時総会は、緊急事態宣言を受けまして感染予防を最優先に皆様からご返送いただく委任状を元に役員のみで開催とさせていただきます。三密を避ける形での開催形式にご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

5月連休中に皆様のお手元に総会資料をお届けしますので、同封される委任状を5月15日〆切までにFAX又は郵送にて師会事務局までご返信ください。

総会当日、会員の皆様の参加を妨げるものではございませんが、状況にご配慮を頂戴できれば幸いです。総会の結果は改めて会報及びホームページでご報告させていただきます。皆様とご家族、患者様の健康と安全をお祈り申し上げます。 役員一同

【会員の皆様へ】

年初からコロナウイルスの影響で、皆様におかれましては多大な影響を受けておられるのではないのでしょうか。今は感染拡大の抑制、収束が最優先であり急務と感じております。

今のところ治療院は営業自粛要請の対象とされてはおりませんが、このまま感染拡大が長引く事態が続けば世界及び日本経済にとって、ひいては治療院の経営にとって大変な事態になる恐れがあります。

しかし、ご高齢者は一時も目が離せません。当会運営のデイサービスご利用者様(独居)がコロナウイルス感染を心配され、デイサービスを自主的に休んでおられました。ところが、ご自宅内で転倒され丸一日発見されず大変危険な状態で翌日発見されることになりました。幸い命に別状はなかったものの、下肢の血行不良によるシモヤケ状態になり、ご家族やケアマネさんと検討の結果デイサービスのご利用を再開することになりました。現在進行形で皆様も同様のケースを経験されておられることでしょう。

現在の状況下では、会員の皆様一人一人の存在が患者様の生命維持にとって欠かせない存在になっていることに間違いはありません。患者様の置かれている生活状況は多岐に渡ります。どうか、感染予防対策と患者様のご容態とを慎重に比較検討いただきまして、個々のケースに合わせた適切なお判断を追求していただきたくお願いいたします。

「水のよどみに細菌が増殖するのであって、流れのある所に腐敗はありません。気血水の流れるところに病は発生しにくい」ということが我々治療家のよって立つところの治療根拠です。ワクチンや治療薬が行き渡るまでは、今のところ各自の自然治癒力、自己免疫獲得以外に頼れるものはないのです。そして精神と肉体は連動します。患者様の不安感を抑え、前向きな気持ちを維持できるように励まし、元気付けるような言葉と施術をお願いいたします。生命維持機能を信じて患者様はもとよりご自身やスタッフ、ご家族の健康管理には充分ご留意され、日々出来る予防策を着実に積み重ねて過ごされますように。

療養費申請をさせていただいている先生方へ 療養費申請書作成システム導入経緯と申請書処理の流れについて

2018年の暮れのシステム取扱い説明会から現在までを振り返り「新療養費申請システム導入から現在までの経緯」「入金までの流れ」をまとめました。経費負担が増えることに関する情報提供が不足しているのご指摘もありましたので、皆様の参考になれば幸いです。

どうか今後とも、システムをご利用・ご活用いただきますようお願い申し上げます。



【新システム導入の経緯】

- ・2017年ごろから本格化してきた療養費制度改正関連の情報収集を開始。
- ・以下の理由により旧ソフトを修正して新制度に対応することは困難と判断。
 - 1) 新たに自前のソフトの作成を検討するも専門性の高い法律知識が不足。
 - 2) エクセルをベースにしたソフトであっても3000万円の製作費が必要との見積もりを得る。
 - 3) 書類作成ソフト「文字ピタ」や「エクセル」を使って低コストの方法を試したものの、新制度の複雑さを反映できるものには及ばず。
- ・都師会との連携は回避することになるが、新療養費システムの導入に関しては交渉継続、導入決定。

【事務局体制の変遷】

- ・2019年11月、事務職員2名退職。(うち1名は在宅テレワーク中心)
- ・新たに事務員1名採用。同時にデイサービス職員を療養費担当事務員として兼務。
- ・並行してデイサービスにおける「働き方改革」に着手。業務の効率化と人員削減等の見直しを行う。
- ・2020年3月以降、介護職・送迎職に対する応募が増え、雇用環境が徐々に改善。
新規にデイサービスパート職3名を採用。現在、本部とデイサービス職員の体制を見直し。
(ただしコロナウイルスによる学童や学校の自粛による休職者が発生。)

【新システム経費と人件費について】

- ・当初、初期導入費用として500万円前払いのところを、他の経費と併せて分割で支払うことで合意。
- ・世界中で在宅勤務者が急増しサーバーの料金が上昇。4月からは毎月約20万円(税込)の固定経費に変更要請に応じることとなる。日本と世界に3か所でバックアップ。
- ・自前のソフト(旧ソフト)は約2年前に総額約1000万円の支払終了。
- ・負担額が大きく増えてはいるが、自前システム作成と新システムのコストを比較すると、時間・労力・経費共に節約できたと感じている。

【明細書の表記内容について】

- ・旧ソフト時代は「受給明細書」の支給額から「事務管理費として4.0%」を記載したものを送付。
事務管理費と振込手数料を差引いて会員口座に振込み「受給明細書」には「年・月」のみ記載。
- ・新システムでは、令和元年5月を境に各名目を見直し、「受給明細書」を「月次明細書」に変更。
「事務管理費 4.0%」を「ソフト維持費 1080円」と「審査手数料 4.3%」に、
その後「ソフト維持費 1100円」(増税)と「システム使用料 4.3%」にシステム内を修正。
その他表記内容、「作成日」「支払い請求月」「振込日」のほか「内訳や支給内容」が記載される。

【申請書提出の受付〆切】

八王子市に合わせる形で3日〆切を、新システム導入後は10日〆切に変更し、提出期限に余裕を持たせる。

(右上に続く)

【旧ソフトとシステム導入後の経費比較】

	会員一人当たり	師会支出	担当人員
旧ソフト	取扱高の 4.0%	10 万円/月 (120 万円/年)	職員 1 名 +審査会パート 3 名
新システム	1100 円(開発維持費)+ 取扱高 4.3%	20 万円/月 (240 万円/年)	職員 0.5~0.8 名 +チェック会パート 3 名
増 減	1100 円(開発維持 費)+0.3%増	年間約 120 万円/年増	職員 0.5 名~0.2 名減 (業務内容によりシフト調整)

【明細書の発行と振込日】(別紙参照) 旧ソフト時代から現在まで振込は月末近く。直近の3月は27日ごろ。今後は原則、月末日振込、明細書発送は27日目で行うが、曜日と日にちの配置及び業務の進捗によっては明細書発送の遅延もあり得る旨ご理解ください。 以上 佐竹

療養費申請書 月間作業の流れ (申請書受付から支払まで)

月初	<ul style="list-style-type: none"> ・前月、処理の終わらなかった返戻申請書を会員(治療院)へ郵送 ・「システム操作方法」「療養費関係の質問受付」「質問への回答」など。メール及び電話対応 ・保険料・公費等の未納分などデータ確認。保険者への問い合わせ ・会計処理システム入力
10日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・×切日到着分申請書のチェック作業 (パート3名で3日間) ・システムに上がってきたデータ受付。返戻(郵送)作業 (チェック作業と申請データ受付は別ラインで同時進行) ・助成申請書 保健者宛発送準備 (神奈川など療養費本体支給決定通知を添付) ・全ての申請書を保険者ごとに仕分けして発送 (郵送)
20日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・21日までに届いた各保険者からの支給決定通知書とシステム上にある申請データの突合作業 (保健者により「患者ごと」「治療院ごと」など内訳表記が異なる) ・21日以降、記帳により保険者からの入金を確認。支給決定通知と申請データとの突合作業継続 ・「決定通知書と入金額が異なる場合」「返戻の確認」「保険者側で申請書を紛失する場合」のどのイレギュラーな事案に対して保健者と連絡、調整作業。 ・会員(治療院)へ振込作業 <p>【銀行オンラインシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 突合が終わった会員(治療院)ごとに振込額を入力 併せて振込実行する日を登録(通常月末末日までの日を登録) 振込日(登録した日)に振込が実行される 振込登録に合わせ、振込手数料が判明 <p>【療養費システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 振込手数料の金額を月次明細に入力
通常 27 日頃	<ul style="list-style-type: none"> ・月次明細を印刷 ・月次明細と処理の終わった返戻、お知らせを一緒にして会員に発送

【ホームページにコロナ対策情報を掲載中です】

佐竹

2020.4.6.にホームページに「緊急事態宣言をどう受け止めるのか」を掲載しております。併せて、ご質問に対しまして、わかる範囲で師会ホームページに情報を追加しております。

今後、状況次第で政府や保健所の対応が変化する可能性があることをご承知おきください。

状況の変化が早く、個別のご質問にお答えすることには限界がありますので、個別具体的内容に関しましては治療院の管理責任者のお立場での自己責任として捉えていただき、直接保健所にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

また、新たな情報を得られた先生が居られましたら、どうか師会までお知らせくださいますようお願いいたします。お寄せいただきました貴重な情報はホームページ等で会員の皆様と共有させていただきたいと存じます。厚労省より同意書の期限が一時的に延長されました。以下のQRからご確認ください。

【師会ホームページ】



【厚労通知 4月同意書期限】



【厚労通知 5月】



◀ 2020年度 東京三療大 ▶ ※ 開催場所と方法を検討中です

「講師は千葉県鍼灸マッサージ師会副会長 有限会社もみ太郎院長 染谷雄一先生

1回目 9月20日(日)受領委任払とシステムの流れ(適切でスムーズな請求のために)

◀ 新入会員募集中！！ ▶

- ★医療保険取扱・・・請求とりまとめ：初期費用ゼロ円、システム使用料 毎月1100円
- ★生涯研修・・・幅広く役立つ講習会
- ★各種保険団体加入・・・団体賠償保険・所得補償保険
- ★治療院掲載・・・当会HPにて掲載無料。他に有料HPもあり
- * 会費・・・ 月額 ￥1500 (正会員) 入会金 ￥10,000

￥2,000 (法人会員)、￥500 (準会員) の制度あり

受領委任制度が昨年1月よりスタートし、ご提出いただく書類がとても複雑になりました。

当会のシステムでは 総括表・往療内訳書・施術報告書・同意書・療養費支給申請書(マル障対応)が一度に出力されます。効率向上にぜひご利用ください。



発行 一般社団法人 東京都はり灸マッサージ師会

発行責任者 会長 佐竹公一

〒193-0845 東京都八王子市初沢町 1231-17 高尾力栄ビル 301

電話 042-663-4054 FAX 042-668-2122

http://tokyosikai.life.coccan.jp/ E-mail: CBL12400@nifty.com

郵便振替口座番号 00130-9-572449 東京都はり灸マッサージ師会